

特許協力条約

PCT

国際調査報告

(法8条、法施行規則第40、41条)
〔PCT18条、PCT規則43、44〕

出願人又は代理人 の書類記号 19F0103PCT	今後の手続については、様式PCT/ISA/220 及び下記5を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2019/018767	国際出願日 (日.月.年) 10.05.2019	優先日 (日.月.年) 05.12.2018
出願人(氏名又は名称) パラマウントベッド株式会社		

国際調査機関が作成したこの国際調査報告を法施行規則第41条(PCT18条)の規定に従い出願人に送付する。
この写しは国際事務局にも送付される。

この国際調査報告は、全部で 9 ページである。

この国際調査報告に引用された先行技術文献の写しも添付されている。

1. 国際調査報告の基礎

a. 言語に関し、この国際調査は以下のものに基づき行った。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、
この国際出願の翻訳文(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

b. この国際調査報告は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した(PCT規則43.6の2(a))。

c. この国際出願は、ヌクレオチド又はアミノ酸配列を含んでいる(第I欄参照)。

2. 請求の範囲の一部の調査ができない(第II欄参照)。

3. 発明の単一性が欠如している(第III欄参照)。

4. 発明の名称は 出願人が提出したものを承認する。

次に示すように国際調査機関が作成した。

5. 要約は 出願人が提出したものを承認する。

第IV欄に示されているように、法施行規則第47条第1項(PCT規則38.2)の規定により国際調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から1月以内にこの国際調査機関に意見を提出することができる。

6. 図面に関して

a. 要約とともに公表される図は、

第 6 図とする。 出願人が示したとおりである。

出願人は図を示さなかったため、国際調査機関が選択した。

本図は発明の特徴を一層よく表しているため、国際調査機関が選択した。

b. 要約とともに公表される図はない。

第II欄 請求の範囲の一部の調査ができないときの意見 (第1ページの2の続き)

法第8条第3項 (PCT17条(2)(a))の規定により、この国際調査報告は次の理由により請求の範囲の一部について作成しなかった。

1. 請求項 _____ は、この国際調査機関が調査をすることを要しない対象に係るものである。つまり、
2. 請求項 _____ は、有意義な国際調査をすることができる程度まで所定の要件を満たしていない国際出願の部分に係るものである。つまり、
3. 請求項 _____ は、従属請求の範囲であってPCT規則6.4(a)の第2文及び第3文の規定に従って記載されていない。

第III欄 発明の単一性が欠如しているときの意見 (第1ページの3の続き)

次に述べるようにこの国際出願に二以上の発明があるところの国際調査機関は認めた。

文献1. JP 2018-187022 A (パラマウントベッド株式会社) 2018.11.29, 段落0011-0086, 0093, 0101 図1-6 & WO 2018/203476 A1

請求の範囲は、以下の10個の発明に区分される。

(発明1) 請求項1-3, 16

文献1には、「背ボトム70a、膝ボトム70b、脚ボトム70c及び高さ変更部70dなどを含む可動部70 ([0011]) と、第1操作受付部20を有する制御装置160 ([00

(特別ページに続く。)

1. 出願人が必要な追加調査手数料をすべて期間内に納付したので、この国際調査報告は、すべての調査可能な請求項について作成した。
2. 追加調査手数料を要求するまでもなく、すべての調査可能な請求項について調査することができたので、追加調査手数料の納付を求めなかった。
3. 出願人が必要な追加調査手数料を一部のみしか期間内に納付しなかったため、この国際調査報告は、手数料の納付のあった次の請求項のみについて作成した。
4. 出願人が必要な追加調査手数料を期間内に納付しなかったため、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載されている発明に係る次の請求項について作成した。

追加調査手数料の異議の申立てに関する注意

- 追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、出願人から異議申立てがあった。
- 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立てがあったが、異議申立手数料が納付命令書に示した期間内に支払われなかった。
- 追加調査手数料の納付はあったが、異議申立てはなかった。

A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC))

Int.Cl. A61G7/018(2006.01)i, A47C19/04(2006.01)i, A47C20/08(2006.01)i, A61G7/043(2006.01)i

B. 調査を行った分野

調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC))

Int.Cl. A61G7/018, A47C19/04, A47C20/08, A61G7/043

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

日本国実用新案公報	1922-1996年
日本国公開実用新案公報	1971-2019年
日本国実用新案登録公報	1996-2019年
日本国登録実用新案公報	1994-2019年

国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
X Y A	JP 2018-187022 A (パラマウントベッド株式会社) 2018.11.29, 段落 0011-0086, 0093, 0101 図 1-6 & WO 2018/203476 A1	1, 8, 19 4, 6-7, 15, 17-18 2-3, 5, 9-14, 16, 20
Y A	JP 2016-5518 A (シャープ株式会社) 2016.01.14, 段落 0031, 0034-0037 (ファミリーなし)	4, 17 1-3, 5-16, 18-20

C欄の続きにも文献が列挙されている。

パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー

「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの
 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの
 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す)
 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献
 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願

の日の後に公表された文献

「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
 「&」同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日

01.08.2019

国際調査報告の発送日

13.08.2019

国際調査機関の名称及びあて先

日本国特許庁 (ISA/J P)
 郵便番号 100-8915
 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁審査官 (権限のある職員)

井出 和水

3R

9072

電話番号 03-3581-1101 内線 3372

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
Y A	JP 2016-55150 A (XILINMEN FURNITURE CO., LTD.) 2016.04.21, 段落 0003, 0012 & US 2016/0066703 A1, 段落 0004, 0015-0016 & EP 2995253 A1 & CN 104188638 A	6-7, 18 1-5, 8-17, 19-20
Y A	JP 2008-259630 A (シナノケンシ株式会社) 2008.10.30, 段落 0005 (ファミリーなし)	15 1-14, 16-20

< 第 III 欄の続き >

14] - [0015]) とを有し、第1操作受付部20を操作すると可動部70が動作する ([0018] - [0021]) 電動ベッド ([0011]) であって、検出部60により検出された使用者の状態に基づいて制御部42が自動で可動部70を動かす ([0054]) ものにおいて、可動部70が自動で動くときの可動部70の速度は可動部70が第1操作受付部20の操作により動くときの可動部70の速度よりも遅い ([0034] - [0035], [0076]) もの」が記載されており、請求項1は文献1により新規性が欠如しているため、特別な技術的特徴を有さない。しかしながら、請求項1の従属請求項である請求項2には、「前記制御部は、前記支持部を第1動作させるときに、前記支持部を第1速度で動作させ、前記第1速度よりも低速な第2速度で動作させ、前記第2速度よりも高速な第3速度で動作させる」という特別な技術的特徴を有しており、請求項3及び16も請求項2と同一の技術的特徴を有している。したがって、請求項1-3及び16を発明1に区分する。

(発明2) 請求項4-5, 17

請求項4は、発明1に区分された請求項2と、同一又は対応する特別な技術的特徴を有しているものとは言えない。

また、請求項4は、発明1に区分された請求項1の従属請求項であるが、請求項1に対して追加された技術的特徴である「前記支持部を第2動作させるときに、使用者が起床しようとしている時刻の近傍で、使用者の体動、心拍数、または呼吸数を検知すると、前記支持部を動作させる」という使用者の覚醒を促す効果を奏する技術的事項は、請求項1における「使用者が支持部を操作する場合の支持部の速度は自動で支持部を動作させる速度よりも高速である」ことから推測される危険を与えず使用者を驚かせることなく自動制御する効果を奏する技術的事項と、技術的関連性が低い。このため、請求項4が請求項1に対して発明の連関を有しているとは言えない。

さらに、請求項4は発明1に区分されたいずれの請求項に対しても実質同一又はそれに準ずる関係にない。

そして、請求項4に係る発明は「前記支持部を第2動作させるときに、使用者が起床しようとしている時刻の近傍で、使用者の体動、心拍数、または呼吸数を検知すると、前記支持部を動作させる」という特別な技術的特徴を有しており、請求項5及び17も請求項4と同一の技術的特徴を有している。したがって、請求項4-5及び17を発明2に分類する。

(発明3) 請求項6-7, 18

請求項6は、発明1に区分された請求項2又は発明2に区分された請求項4と、同一又は対応する特別な技術的特徴を有しているものとは言えない。

また、請求項6は、発明1に区分された請求項1の従属請求項であるが、請求項1に対して追加された技術的特徴である「前記支持部を第3動作させるときに、使用者の呼吸が乱れた場合、前記支持部を動作させる」という呼吸を落ち着かせる効果を奏する技術的事項は、請求項1における「使用者が支持部を操作する場合の支持部の速度は自動で支持部を動作させる速度よりも高速である」ことから推測される危険を与えず使用者を驚かせることなく自動制御する効果を奏する技術的事項と、技術的関連性が低い。このため、請求項6が請求項1に対して発明の連関を有しているとは言えない。さらに、請求項6は、請求項4の従属形式項ではない。加えて、請求項6は、発明1-2に区分されたいずれの請求項に対しても実質同一又はそれに準ずる関係にない。

(更なる頁に続く。)

< 第 III 欄の続き >

したがって、請求項 6 は発明 1 - 2 のいずれにも区分することができない。

そして、請求項 6 に係る発明は「前記支持部を第 3 動作させるときに、使用者の呼吸が乱れた場合、前記支持部を動作させる」という特別な技術的特徴を有しており、請求項 7 及び 18 も請求項 6 と同一の技術的特徴を有している。したがって、請求項 6 - 7 及び 18 を発明 3 に分類する。

(発明 4) 請求項 8, 19

請求項 8 に係る発明は、発明 1 に区分された属する請求項 2、発明 2 に区分された請求項 4 又は発明 3 に区分された請求項 6 と、同一又は対応する特別な技術的特徴を有しているものとは言えない。

請求項 8 は、発明 1 に区分された請求項 1 の従属請求項であるが、請求項 1 に対して追加された技術的特徴である「前記制御部は、前記支持部を第 4 動作させるときに、使用者が前記支持部上に在床している場合における前記支持部の動作速度は、使用者が前記支持部上に在床していない場合における前記支持部の動作速度よりも低速である」という安全に自動運転を行う効果を奏する技術的事項は、請求項 1 における「使用者が支持部を操作する場合の支持部の速度は自動で支持部を動作させる速度よりも高速である」ことから推測される危険を与えず使用者を驚かせることなく自動制御する効果を奏する技術的事項と、技術的関連性が低い。このため、請求項 8 が請求項 1 に対して発明の連関を有しているとは言えない。さらに、請求項 8 は、請求項 4 又は請求項 6 の従属形式項ではない。加えて、請求項 8 は、発明 1 - 3 に区分されたいずれの請求項に対しても実質同一又はそれに準ずる関係にない。

そして、請求項 8 に係る発明は「前記制御部は、前記支持部を第 4 動作させるときに、使用者が前記支持部上に在床している場合における前記支持部の動作速度は、使用者が前記支持部上に在床していない場合における前記支持部の動作速度よりも低速である」という特別な技術的特徴を有しており、請求項 19 も請求項 8 と同一の技術的特徴を有している。したがって、請求項 8 及び 19 を発明 4 に分類する。

(発明 5) 請求項 9 - 10, 20

請求項 9 は、発明 1 に区分された属する請求項 2、発明 2 に区分された請求項 4、発明 3 に区分された請求項 6 又は発明 4 に区分された請求項 8 と、同一又は対応する特別な技術的特徴を有しているものとは言えない。

また、請求項 9 は、発明 1 に区分された請求項 1 の従属請求項であるが、請求項 1 に対して追加された技術的特徴である「前記制御部は、前記支持部を第 5 動作させるときに、使用者が食事をして十分に時間が経っていない場合における前記支持部の動作速度は、使用者が食事をして十分に時間が経っている場合における前記支持部の動作速度よりも低速である」という食後の誤嚥予防の効果を奏する技術的事項は、請求項 1 における「使用者が支持部を操作する場合の支持部の速度は自動で支持部を動作させる速度よりも高速である」ことから推測される危険を与えず使用者を驚かせることなく自動制御する効果を奏する技術的事項と、技術的関連性が低い。このため、請求項 9 が請求項 1 に対して発明の連関を有しているとは言えない。さらに、請求項 9 は、請求項 4、6 又は 8 の従属形式項ではない。加えて、請求項 9 は、発明 1 - 4 に区分されたいずれの請求項に対しても実質同一又はそれに準ずる関係にない。

そして、請求項 9 に係る発明は「前記制御部は、前記支持部を第 5 動作させるときに、使用者が食事をして十分に時間が経っていない場合における前記支持部の動作速度は、使用者が食

(更なる頁に続く。)

< 第 III 欄の続き >

事をして十分に時間が経っている場合における前記支持部の動作速度よりも低速である」という特別な技術的特徴を有しており、請求項 10 及び 20 も請求項 9 と同一の技術的特徴を有している。したがって、請求項 9 - 10 及び 20 を発明 5 に分類する。

(発明 6) 請求項 11

請求項 11 は、発明 1 に区分された属する請求項 2、発明 2 に区分された請求項 4、発明 3 に区分された請求項 6、発明 4 に区分された請求項 8 又は発明 5 に区分された請求項 9 と、同一又は対応する特別な技術的特徴を有しているものとは言えない。

また、請求項 11 は、発明 1 に区分された請求項 1 の従属請求項であるが、請求項 1 に対して追加された技術的特徴である「前記支持部を第 6 動作させるときに、使用者の前記支持部上における姿勢が第 1 姿勢の場合における前記支持部の動作速度は、使用者の前記支持部上における姿勢が第 2 姿勢の場合における前記支持部の動作速度よりも高速である」というベッド上端座位となるよう支援する効果を奏する技術的事項は、請求項 1 における「使用者が支持部を操作する場合の支持部の速度は自動で支持部を動作させる速度よりも高速である」ことから推測される危険を与えず使用者を驚かせることなく自動制御する効果を奏する技術的事項と、技術的関連性が低い。このため、請求項 9 が請求項 1 に対して発明の連関を有しているとは言えない。

さらに、請求項 11 は、請求項 4、6、8 又は 9 の従属形式項ではない。加えて、請求項 11 は、発明 1 - 5 に区分されたいずれの請求項に対しても実質同一又はそれに準ずる関係にない。

そして、請求項 11 に係る発明は「前記支持部を第 6 動作させるときに、使用者の前記支持部上における姿勢が第 1 姿勢の場合における前記支持部の動作速度は、使用者の前記支持部上における姿勢が第 2 姿勢の場合における前記支持部の動作速度よりも高速である」という特別な技術的特徴を有している。したがって、請求項 11 を発明 6 に分類する。

(発明 7) 請求項 12

請求項 12 は、発明 1 に区分された属する請求項 2、発明 2 に区分された請求項 4、発明 3 に区分された請求項 6、発明 4 に区分された請求項 8、発明 5 に区分された請求項 9 又は発明 6 に区分された請求項 11 と、同一又は対応する特別な技術的特徴を有しているものとは言えない。

また、請求項 12 は、発明 1 に区分された請求項 1 の従属請求項であるが、請求項 1 に対して追加された技術的特徴である「前記支持部を第 7 動作させるときに、使用者の心拍数変化量が所定の値を超える場合における前記支持部の動作速度は、使用者の心拍数変化量が所定の値を超えない場合における前記支持部の動作速度よりも低速である」ことから推測される身体パラメータが所定の状態となるよう支援する効果を奏する技術的事項は、請求項 1 における「使用者が支持部を操作する場合の支持部の速度は自動で支持部を動作させる速度よりも高速である」ことから推測される危険を与えず使用者を驚かせることなく自動制御する効果を奏する技術的事項と、技術的関連性が低い。このため、請求項 12 が請求項 1 に対して発明の連関を有しているとは言えない。

さらに、請求項 12 は、請求項 4、6、8、9 又は 11 の従属形式項ではない。加えて、請求項 12 は、発明 1 - 6 に区分されたいずれの請求項に対しても実質同一又はそれに準ずる関係にない。

(更なる頁に続く。)

< 第 III 欄の続き >

そして、請求項 1 2 に係る発明は「前記支持部を第 7 動作させるときに、使用者の心拍数変化量が所定の値を超える場合における前記支持部の動作速度は、使用者の心拍数変化量が所定の値を超えない場合における前記支持部の動作速度よりも低速である」という特別な技術的特徴を有している。したがって、請求項 1 2 を発明 7 に分類する。

(発明 8) 請求項 1 3

請求項 1 3 は、発明 1 に区分された属する請求項 2、発明 2 に区分された請求項 4、発明 3 に区分された請求項 6、発明 4 に区分された請求項 8、発明 5 に区分された請求項 9、発明 6 に区分された請求項 1 1 又は発明 7 に区分された請求項 1 2 と、同一又は対応する特別な技術的特徴を有しているものとは言えない。

また、請求項 1 3 は、発明 1 に区分された請求項 1 の従属請求項であるが、請求項 1 に対して追加された技術的特徴である「前記支持部を第 8 動作させるときに、使用者の寝姿勢がうつ伏せである場合における前記支持部の動作速度は、使用者の寝姿勢がうつ伏せでない場合における前記支持部の動作速度よりも低速である」ことから推測される身体の可動範囲に応じた駆動速度にする効果を奏する技術的事項は、請求項 1 における「使用者が支持部を操作する場合の支持部の速度は自動で支持部を動作させる速度よりも高速である」ことから推測される危険を与えず使用者を驚かせることなく自動制御する効果を奏する技術的事項と、技術的関連性が低い。このため、請求項 1 3 が請求項 1 に対して発明の連関を有しているとは言えない。

さらに、請求項 1 3 は、請求項 4、6、8、9、1 1 又は 1 2 の従属形式項ではない。加えて、請求項 1 3 は、発明 1 - 7 に区分されたいずれの請求項に対しても実質同一又はそれに準ずる関係にない。

そして、請求項 1 3 に係る発明は「前記支持部を第 8 動作させるときに、使用者の寝姿勢がうつ伏せである場合における前記支持部の動作速度は、使用者の寝姿勢がうつ伏せでない場合における前記支持部の動作速度よりも低速である」という特別な技術的特徴を有している。したがって、請求項 1 3 を発明 8 に分類する。

(発明 9) 請求項 1 4

請求項 1 4 は、発明 1 に区分された属する請求項 2、発明 2 に区分された請求項 4、発明 3 に区分された請求項 6、発明 4 に区分された請求項 8、発明 5 に区分された請求項 9、発明 6 に区分された請求項 1 1、発明 7 に区分された請求項 1 2 又は発明 8 に区分された請求項 1 3 と、同一又は対応する特別な技術的特徴を有しているものとは言えない。

また、請求項 1 4 は、発明 1 に区分された請求項 1 の従属請求項であるが、請求項 1 に対して追加された技術的特徴である「前記支持部を第 9 動作させるときに、使用者の寝姿勢がうつ伏せである場合は前記支持部を第 1 角度とし、使用者の寝姿勢が横向きである場合は前記支持部を前記第 1 角度よりも大きな第 2 角度とし、使用者の寝姿勢が上向きである場合は前記支持部を前記第 2 角度よりも大きな第 3 角度とする」ことから推測される身体の可動範囲に応じた傾斜角度とする効果を奏する技術的事項は、請求項 1 における「使用者が支持部を操作する場合の支持部の速度は自動で支持部を動作させる速度よりも高速である」ことから推測される危険を与えず使用者を驚かせることなく自動制御する効果を奏する技術的事項と、技術的関連性が低い。このため、請求項 1 4 が請求項 1 に対して発明の連関を有しているとは言えない。

さらに、請求項 1 4 は、請求項 4、6、8、9、1 1、1 2 又は 1 3 の従属形式項ではない。加えて、請求項 1 4 は、発明 1 - 8 に区分されたいずれの請求項に対しても実質同一又はそれ

(更なる頁に続く。)

< 第 III 欄の続き >

に準ずる関係はない。

そして、請求項 1 4 に係る発明は「前記支持部を第 8 動作させるときに、使用者の寝姿勢がうつ伏せである場合における前記支持部の動作速度は、使用者の寝姿勢がうつ伏せでない場合における前記支持部の動作速度よりも低速である」という特別な技術的特徴を有している。したがって、請求項 1 4 を発明 9 に分類する。

(発明 1 0) 請求項 1 5

請求項 1 5 は、発明 1 に区分された属する請求項 2、発明 2 に区分された請求項 4、発明 3 に区分された請求項 6、発明 4 に区分された請求項 8、発明 5 に区分された請求項 9、発明 6 に区分された請求項 1 1、発明 7 に区分された請求項 1 2、発明 8 に区分された請求項 1 3 又は発明 9 に区分された請求項 1 4 と、同一又は対応する特別な技術的特徴を有しているものとは言えない。

また、請求項 1 5 は、発明 1 に区分された請求項 1 の従属請求項であるが、請求項 1 に対して追加された技術的特徴である「前記支持部を第 1 0 動作させるときに、前記支持部を動作させるアクチュエータに流れる電流値が所定の値を超える場合における前記支持部の動作速度は、前記アクチュエータに流れる電流値が所定の値を超えない場合における前記支持部の動作速度よりも低速である」ことから推測される負荷の大きさに応じた駆動速度とする効果を奏する技術的事項は、請求項 1 における「使用者が支持部を操作する場合の支持部の速度は自動で支持部を動作させる速度よりも高速である」ことから推測される危険を与えず使用者を驚かせることなく自動制御する効果を奏する技術的事項と、技術的関連性が低い。このため、請求項 1 5 が請求項 1 に対して発明の連関を有しているとは言えない。

さらに、請求項 1 5 は、請求項 4、6、8、9、1 1、1 2、1 3 又は 1 4 の従属形式項ではない。加えて、請求項 1 5 は、発明 1 - 9 に区分されたいずれの請求項に対しても実質同一又はそれに準ずる関係はない。

そして、請求項 1 5 に係る発明は「前記支持部を第 1 0 動作させるときに、前記支持部を動作させるアクチュエータに流れる電流値が所定の値を超える場合における前記支持部の動作速度は、前記アクチュエータに流れる電流値が所定の値を超えない場合における前記支持部の動作速度よりも低速である」という特別な技術的特徴を有している。したがって、請求項 1 5 を発明 1 0 に分類する。